

各委員からの御意見及びそれに対する考え方について

1. 資料3「第5次中間とりまとめ（案）」

委員からの御意見

【秋元委員】

- ・全体として適切にとりまとめ頂いている。
- ・非化石価値取引市場における小売事業者の費用負担の電気料金への転嫁について簡便に転嫁できる制度の構築の必要性について、何度か意見させて頂きました。この論点については、まとまっていないことは認識していますが、制度全体の構築における大変重要なピースと考えています。本中間とりまとめにおいても、3. おわりに にでも良いので、この論点について多くの意見があったことを追記頂きたいと思えます。

【大橋委員】

- ・小売電気事業者の脱炭素化を進める仕組みであった非化石価値取引市場において、FIT 非化石証書に関しては需要家も取引への参加を許すという大きな制度変更がなされた。需要家は、非化石証書を scope2 のオフセットとして使用するものと思料するが、他の削減手段（例えばクレジット購入）との比較において、FIT 非化石証書の位置づけを明確にすることが需要家の混乱を少なくするうえで良いのではないか。需要家の視点に立って、本制度を分かりやすく発信することが望まれる。
- ・高度化法義務達成市場は、排出権取引市場として持続可能な制度となるよう、高度化法達成のために、制度の修正が望まれる場合には、躊躇なく修正を行うことが望まれる。
- ・国際的な観点から、再エネ価値取引市場の位置づけを明確にすることも求められるのではないか。

【小宮山委員】

- ・お取りまとめ頂き、ありがとうございます。もし可能でしたら、高度化法義務達成市場における最低価格と最高価格の議論に際して、委員・オブザーバーから出された主なご意見に関しても加筆を頂ければと思います。よろしくお願い申し上げます。

【曾我委員】

- ・ p. 10（参考図 1-11）新たな非化石価値取引市場のイメージの高度化法義務達成市場の枠の下部に「※非 FIT（再エネ指定）証書の再エネ価値に対する需要家アクセスは別途検討」と記載されている点については、①需要家のニーズ、②コーポレート PPA 等を活用する発電事業者のニーズ、③高度化法上の達成義務を負う小売電気事業者への配慮等を踏まえ、メリット・デメリットを適切に整理した上で今後議論されるものと理解しています。
- ・ p. 13 に、高度化法義務達成市場の市場取引について「非 FIT 非化石証書の取引と同様に、シングルプライスオークションとした」と記述されていますが、再エネ指定あり・なしで価格がそれぞれ成立することも明記した方が分かり易いように思いました。（一方で、最低価格・最高価格は再エネ指定あり・なしで共通ということが対比で分かるようにしておくことが望ましいと思います。）
- ・ 再エネ価値取引市場と高度化法義務達成市場の詳細設計は、本来は足並みを揃えるべく同時に行うことが望ましいが、時限性に鑑みて高度化法義務達成市場を先行させることにより、今後、実務等において、不整合・不都合が判明する余地もあると思われれます。この点については、p. 21 にも記載されているとおり、随時検証の上で必要があれば適時に是正される想定との理解ですが、関係者に安心感を与えるという観点からは、「引き続き、改善点の有無や再エネ価値取引市場との整合性等を適切に検証しつつ、必要に応じて、制度の改善に取り組んでいく。」などと記述することが望ましいように思いました。

【辻委員】

- ・ 第 52 回の制度検討作業部会でも提示されていたように、これまでに「小売事業者の負担する費用の需要家への転嫁」について本部会にて議論がありました。この問題点への対応についてはまだこれからの検討事項ではありますが、課題のあることは本資料中でも明示しておいた方がよろしいかと考えます。

【廣瀬委員】

- ・ これまでの制度検討作業部会における議論を踏まえた内容となっており、異存はありません
- ・ 非化石証書の売却収入の用途については、発電事業者が積極的に公表することにより、小売事業者に対してだけでなく広く需要家全般に対して、非化石電源の意義を発信して欲しいと考えます
- ・ 非化石価値の価格にも影響する原子力電源の長期的な扱いにつき、政治がリーダーシップを発揮して、国民的合意を形成するための議論を進めて欲しいと思います

【横山座長】

- ・ これまでの審議の内容をすべて反映しており、これで結構だと思います。
- ・ エディトリアルな点ですが、P11、4 行目と P13、7 行目、17 行目に読点が 2 つ、3 つと連続的に打たれているところがありました。修正をお願いします。

【石坂オブザーバー（東京ガス）】

・意見 1

（該当箇所）

P. 12 21 年度の間目標値における外部調達比率について

（意見内容）

外部調達比率を 5%とする手段として、「激変緩和量」を調整する方法を採用したことや、目標値の算定諸元は変更していないことを、小売電気事業者に広く周知することが望ましいと考えます。つきましては、第 52 回作業部会の【資料 3】P. 9 の図を追加いただければ幸いです。

・意見 2

（該当箇所）

P. 18 「非化石電源の発電量（kWh）が増加することにより、非化石証書の販売量および販売額の増加につながり、更なる非化石電源の発電量の増加（kWh）に資するという観点」

（意見内容）

証書収入の使途の在り方を検討するにあたり、オブザーバーから「大型非化石電源を持つごく一部の事業者に証書収入が偏り、優位に再エネ開発を進めるのは不公平である。発電事業における公平な競争を担保するという仕組みについても継続してご検討いただきたい」との意見があった点につきまして、欄外への注釈の追加をご検討いただきたく思います。

・意見 3

（該当箇所）

P. 18 「維持を含む既存設備の発電量（kWh）の拡大に対しても認められるべきであると考えられる。」

（意見内容）

証書収入の使途を検討する中で、委員およびオブザーバーから「容量市場等からも同様の目的でコストに計上できるので、他の市場との関係の中で類似の目的のものが重複してカウントされないように、複数の市場間の関係を合理的に設計するというのを考えていく必要がある」との意見があった点につきまして、欄外への注釈の追加をご検討いただきたく思います。

・意見 4

（意見内容）

小売事業者の負担する高度化法対応費用を、需要家にどのように転嫁していくかについて第 52 回の作業部会で議論がされ、引き続き検討されることになったと承知しております。議論の内容を中間とりまとめに反映していただければ幸いです。

【小川オブザーバー（関西電力）】

- ・今回、取りまとめに記載頂いております「大幅の事情の変更についての整理」につきましては、第41回制度検討作業部会（2020.7.31）にてご議論いただきました内容と承知しております。今回、現行制度の抜本的な見直しにより、2021年度の間目標値の見直しが行われ、激変緩和量も見直されておりますことから、大幅な事情の変更に伴う個社の化石電源グランドファザリングおよび中間目標値の見直し要件の取扱いにつきましても、あらためて議論いただく必要があるのではないかと考えております。
- ・また、委員の皆さま方から多数のご意見・コメントがございました「小売事業者の負担する費用の需要家への転嫁」につきましては、今後引き続き議論していくものと理解しております。したがって、今回の取りまとめにおきましても、第3次中間とりまとめと同様に、審議会における委員やオブザーバーからのコメントや、引き続き検討していく旨を記載いただきたいと思いますと考えております。

【上手オブザーバー（イーレックス）】

- ・様々なステークホルダーがある中で非化石市場の見直しを取りまとめていただき感謝する。資料記載の決定事項について現段階で異論を申し上げるものではないが、高度化法達成市場調達コストの価格転嫁、第一フェーズ最終年度である22年度の外部調達比率、グループ共同調達による目標達成の具体的評価方法は、小売事業者が足元で非化石価値の調達や販売価格の戦略を検討するうえで大きな積み残し事項であると思っている。21年度の最終取引結果を待つことなく、早急に着手する旨、報告書の3章に具体的に記載してはどうか。

【竹廣オブザーバー（エネット）】

- ・13～14の証書の最低価格・最高価格において、「状況に応じて適宜見直しを行う」ことを追記いただきたい。委員からは、「証書約定価格が上限・下限に張り付いた場合には随時見直すべきではないか」「状況に応じた今後のファインチューニングが必要」とのご発言があった。
- ・P.16～17の「3. 旧一般電気事業者の社内・グループ内取引について」において、電気とセットではない非化石証書単独の価格を明確化して監視することについても追記いただきたい。委員からは、「旧一電内部の証書取引価格を明確化していないのに証書収入をどうやって管理するのか（＝証書収入を管理するからには証書単独の価格が明確に分かるはず）」のご発言があった。
- ・今後の検討課題として「証書購入費用の機動的な小売料金への転嫁」を追記いただきたい。委員からは、「小売料金への転嫁は事業者が自発的にすることは競争上難しいので、制度的な措置は必要」「経過措置料金に転嫁できないと新電力にとって厳しいので、早急な対応が必要」とのご発言があった。

【花井オブザーバー（中部電力）】

【意見】

小売電気事業者における証書調達費用を小売料金に機動的かつ適切に転嫁する 必要性についても記載してはいかがでしょうか。例えば、以下のような記載も一案と思料します。

(修正案) 21 頁 [3. おわりに] の下から 2 行目

また高度化法義務達成市場については、今年度 8 月から取引を開始するものの、 需要家理解の下で小売電気事業者が負担する費用の機動的回収のあり方に関する 検討も含め、引き続き制度の改善に取り組んでいく。

【理由】

第 5 2 回制度検討作業部会（6 月 1 4 日）で課題提起され、委員やオブザーバーから多数の意見が出されたところです。こうした経緯から課題認識に触れながら、早期の制度措置を促す観点からも、引き続き検討すべき課題として記載をお願い します。

なお、高度化法義務達成市場は、非化石電源の維持・拡大に資する重要な市場と なります。2050 年カーボンニュートラルへの円滑な移行を実現するためには、 小売電気事業者だけでなく、需要家も含めて国全体で対応していく必要があると考えます。

事業者としても需要家への理解活動等対応してまいる所存ですが、国による需要家理解の促進と併せて、カーボンニュートラル達成までの過渡期における国民負担を 許容可能な範囲に抑えつつ、転嫁制度の仕組みを検討することが必要であると考え ますので、引き続きの議論をよろしくお願いします。

【渡辺オブザーバー（出光興産）】

・【該当箇所】

(2) これまでの非化石価値取引市場の総括

【意見】

「需要家理解の下での電気料金の反映」が課題例として言及されているが、高度化法義務達成市場で取引される証書の価値は、再エネ価値取引市場で取引される証書の価値に加えて高度化法における非化石電源比率に算入できる価値が含まれているため価格差が生じうることもあり、高度化法義務達成市場による負担の転嫁は小売事業者間の公平な競争の担保等の観点からも重要な課題であったと認識している。転嫁の是非、あり方については決着を見ていないとは認識しているが、重要な課題であるため図内での言及だけでなく、(その他)の中で今後に向けた課題項目の例としてより具体的に記載いただきたい。

【関係箇所】：P8 参考図 1-9

今後の課題(例)

- 需要家による証書の価値評価の促進
- 需要家ニーズを踏まえたトラッキングスキームの拡充
- 需要家理解の下での電気料金への反映
- 非化石証書が非化石電源への投資等につながるためのスキームの在り方
- カーボンニュートラル宣言を踏まえた第2フェーズ以降の制度の在り方
- 非FIT非化石証書の最終オークション後の取引可否の対応
- 非FIT非化石証書のオークション結果に関する市場監視及び情報公開
- 第1フェーズの評価方法

・【該当箇所】

(4) 高度化法義務達成市場について

①2021年度中間目標値の見直し

(21年度の中間目標値における外部調達比率について)

②高度化法義務達成市場における最低価格と最高価格

(価格の決定方法と基本的な考え方)

(最低価格)

(最高価格)

【意見】

証書供給量の大幅な減少等の大幅な事情の変更時に再検討を行うことがセーフティーネットしてあることも理由に外部調達比率を5%としていると思うが、「大幅な事情の変更」は実際に発生した場合に議論が予想されるため、どの程度の事象が該当しうるのか、具体例をもう少し明確な形で記載していただきたい。

【関係箇所】 :P11

更に、非化石電源の稼働停止等による証書供給量の減少に伴う大幅な事情の変更に基づく中間目標値の再検討を行う点、市場の最高及び最低価格の見直しにより、現行制度の水準以上に価格が高騰する懸念は回避されている点、更に他の市場としてスポット市場における過去の取引における需給状況の推移等も基に検討を行った。

・【該当箇所】

③市場の透明性確保に向けた監視

(市場監視の方向性)

2. 監視の頻度やその内容について

【意見】

『②各回の入札価格と相対契約（内部取引分）の価格水準』の監視頻度は、年1回ではなく、各回のオークション単位で実施していただきたい。

内外無差別がないことについてはタイムリーに確認することが重要であり、また、対象となるデータ点数は限られており、監視の手間もそれほど大きくならないと考えられるため。

・【該当箇所】

③市場の透明性確保に向けた監視

（市場監視の方向性）

3. 旧一般電気事業者の社内・グループ内取引について

【意見】

旧一電各社の社内・グループ内取引で、グランドファザリングの導入時の考えにより電気とセットで非化石価値を他社へ販売する際の取引価格を監視する際の頻度について。他社への非化石価値の取引価格の事例等を参照しつつ内外無差別を確認するためにも、監視頻度は年1回ではなく、オークション単位としていただきたい。

・【該当箇所】

（5）その他

（非FIT 非化石証書の最終オークション後の取引について）

【意見】

『社内取引価格が不当な内部補助にあたらないような対応が必要である』とあるが、係る対応を担保するためには監視も必要という整理だと理解している。監視も必要という点が読み手にセットで伝わるよう、P20の該当箇所にその点も追記していただきたい。

【関係箇所】：P11

従い、最終オークション後の非FIT 非化石証書の売れ残りについても、JEPXにおける対象年度の非化石証書の口座移動終了日までは相対取引を可能とすることとした。

但し、最終オークション後の相対取引においては、市場価格と著しく乖離した価格による取引が行われていないかや、相対取引における事業者毎での差別的価格形成がなされていないか等について、社内取引価格の不当な内部補助にあたらないような対応が必要である。

・【該当箇所】：（5）その他

【意見】

グループ共同調達による目標達成の具体的評価方法は、小売事業者が足元で非化石価値の調達や販売価格の戦略を検討する重要な項目である。現在の検討状況を具体的に記載いただきたい。

【環境省】

- ・「3. おわりに」の以下箇所について、下線部を追記いただきたい。

=====

需要家のカーボンフリー価値へのアクセス環境の改善に向けて、制度の見直しを行うことは重要であり、別途創設予定の再エネ価値取引市場についても、例えば、需要家も含めた際の市場全体の設計や取引証書の具体的な価格水準、証書の管理手法、当該証書を購入した小売電気事業者の高度化法上での取扱い、非FIT（再エネ指定）証書の再エネ価値に対する需要家アクセス等の課題について、今後検討していく。

=====

<理由>

非FIT（再エネ指定）証書の再エネ価値に対する需要家アクセスについても、今後検討が必要な旨、第49回制度検討作業部会において示されているため。

※その他の委員においては、事務局案について、異論なしの旨、ご回答いただいております。

<事務局の考え方>

- ・委員及びオブザーバーのご意見について、事務局で精査した上で、第5次中間とりまとめ（案）のとおり修正いたしました。

<横山座長取りまとめ>

- ・第5次中間とりまとめ（案）については、委員及びオブザーバーのご意見を踏まえて修正も行っていますので、事務局においては必要な手続きを進めてください。